

越境物に関する確認書

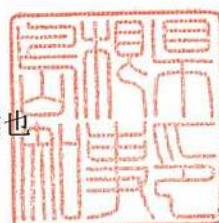
- 1 甲と乙は、乙の所有する下記2の土地に所在する工作物の一部（以下「越境物」という。）が、甲の所有する下記1の土地に対し、別紙地積測量図の「測点A160」と「測点A105」の間で、越境していることを確認する。
- 2 甲と乙は、越境物について、次のとおり取扱うものとする。
 - (1) 乙は、当該越境物について、将来改築等を実施する際には撤去又は移動する。
 - (2) 越境物に問題が生じた場合には、越境物所有者において解決する。
- 3 上記1及び2の事項について、甲及び乙は、甲又は乙の各々の権利承継者に対して引き継ぐものとする。
- 4 甲及び乙は、上記3についても、甲又は乙の各々の権利承継者に対して引き継ぐものとする。

記

- 1 甲の所有する土地の所在、地番、地目、地積
所在 松江市西嫁島二丁目
地番 37番
地目 宅地
地積 593.98m² (公簿)
- 2 乙の所有する土地の所在、地番、地目、地積
所在 松江市西嫁島二丁目
地番 36番
地目 宅地
地積 257.77m² (公簿)

令和 7年11月25日

甲 松江市殿町1番地
島根県
島根県知事 丸山 達也



乙 松江市殿町1番地
松江市
松江市長 上定 昭仁



公用

登記年月日：平成31年1月4日

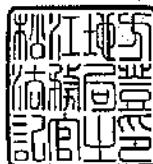
これは図面に記録
令和7年5月9日

いる内容を証明し、

これは図面に記録されて いる 内容を 証明 し た 書面 で ある。

登記官

高島尚司



四
直
9

作成者

李士加密層調查社會運動研究

地番 37

地 積 測 量 図

土地の所在 松江市西嫁島二丁目

世界測地系

地番	37	NO.	X _n	Y _n	X _n ・(Y _{n+1} -Y _{n-1})	距離
A160	-61136.930		79972.589		991763.278460	20.92
A105	-61129.885		79952.894		1618291.445605	22.17
A163	-61150.998		79946.116		363726.136104	3.00
A158	-61153.882		79946.946		-259842.844618	4.45
A157	-61156.746		79950.365		-981259.989570	17.03
A154	-61158.180		79962.991		-1146964.543180	20.89
C153	-61148.307		79969.116		-586901.450586	11.90
			合計		-1187.967785	
			合計面積		593.9838925	
			地積		593.98	m ²

地番	坪数
37	179.68 坪

即■年月日 H30.11.16

基本点位置图 1:5000

街区基準点座標リスト

点名	X座標	Y座標
10D29	-60796.555	80030.931
10D48	-61244.734	80057.061
1A224	-60813.971	80147.198

トラバー点座標リスト

點名	X座標	Y座標
T-1	-60939.059	79992.676
T-2	-61012.283	79951.870
T-3	-61138.603	79922.754
T-4	-61178.052	79975.170
T-5	-61208.898	80001.799
T-6	-61154.699	79942.594

類名 | 備考

10029	真珠製金屬標
10046	真珠製金屬標
10224	金屬標

古文 編著

品名	種類
T-1	金属性
T-2	ステンレス金属類
T-3	ステンレス金属類
T-4	ステンレス金属類
T-5	ステンレス金属類

音界標の種類（大文字＝野球 小文字＝野球）

コンクリート杭	金属プレート	金属鉄	合成樹脂	プラスチック杭
Ⓐ	Ⓑ	Ⓒ	Ⓓ	Ⓔ
Ⓕ	Ⓖ	Ⓗ	Ⓘ	Ⓛ

申請人

島根県知事 薩口善兵衛

縮尺 1/500

